

事案発生日	令和8年3月12日	
事業者名	安田産業汽船株式会社	
発出日	令和8年9月18日	
法令違反等の概要	令和8年3月12日、安田産業汽船株式会社が経営する一般旅客定期航路事業にて運航する「エアポートライナー15」において、長崎県堂崎沖を航行中、主機の不具合により航行不能となった事故が発生した。 これを受け、令和8年6月17日に海上運送法に基づく立入検査を実施したところ、運航中止基準が遵守されていなかったこと、さらに、安全統括管理者兼運航管理者がその職務を執ることができない場合にあらかじめ運航管理者代行を行う引継ぎを適切に実施していなかったことなど、安全管理規程違反が確認された。	
命令の内容	令和8年10月16日までに以下の是正措置を文書により報告すること。 1. 経営責任者は、安全管理規程第4条に基づき、会社全体で安全最優先の原則の徹底を浸透させるため主体的に関与し、安全管理体制を適切に運営すること。 2. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第15条に基づき、自身と運航管理員との連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を確実に引き継ぐこと。 3. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第17条に基づき、運航中止基準の遵守及び安全教育や事故処理訓練の実施等、安全最優先の原則を社内内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 4. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。 5. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第25条及び第26条並びに運航基準第2条に基づき、運航中止基準に達したと認められるとき又は達するおそれがあると認められるときは、運航中止の措置を確実に行之、運航中止基準を遵守すること。 6. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第50条及び事故処理基準第4条並びに事故処理基準第7条に基づき、事故発生時に速やかに関係運輸局及び海上保安部にその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求める体制を確立すること。 7. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、安全管理規程、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施すること。 8. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、事故処理に関する訓練を年1回以上実施すること。	
当該違反により付された違反点数		26点
当該事業者に付された累積違反点数		26点